

一般社団法人明専会 委員会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という。）の定款第62条により、諮問機関として委員会を設けるにあたり基本事項を定める。

(設置)

第2条 理事会決議により、課題別に委員会を設置する。委員会の構成は、組織規程 別紙-1 に定める。

(構成)

第3条 委員は、事務局を除き、主として理事により以下のとおり構成される。また、理事以外の委員をおくことができる。

- (1) 委員長 : 1名
- (2) 副委員長 : 必要に応じ若干名
- (3) 委員 : 必要数
- (4) 事務局 : 若干名

(選任)

第4条 委員長、副委員長および委員は、理事会の承認により会長が委嘱する。

(担当業務)

第5条 委員を委嘱された理事は、委員会業務を分担するものとする。

(任期)

第6条 委員会の委員長、副委員長および委員の任期は、理事会の決議により定められた日から、理事会で答申が了承されるまで、もしくは定款第32条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

(計画立案と報告)

第7条 委員長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 委員長は、各年度の決算と課題の検討結果を理事会に報告するものとする。

(会合)

第8条 委員長は、必要に応じ委員会を開催するものとする。

(解散)

第9条 委員会は、理事会への答申案の了承をもって解散する。

附 則

- 1 この処理規則は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成23年9月の理事会決議により定められた社団法人明専会 委員会等に関する規則を廃止する。

- 3 この規則の改廃は、理事会決議による。
- 4 一部修正 平成 25 年 12 月 7 日
- 5 誤記修正 平成 26 年 2 月 6 日
- 6 一部修正 平成 28 年 12 月 10 日